

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目次

◇規則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告示 身体障害者福祉法による医師の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法等として申出の受理があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)
◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等

規則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに」を「及び」に、「第一号から第七号まで、第十号及び第十一号」を「次の各号」に改める。

第四条第二項第一号中「千八百十円」を「二千十円」に改め、同項第二号中「及び次号」を削り、「千六百十円」を「千七百九十円」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「千五百七十円」を「千七百九十円」に改める。

第六条第二項中「四百三十円」を「四百七十円」に改め、同条第六項中

「一万三千二百五十円」を「一万五千元」に改め、同項第二号中「千五百三十円」を「千八百円」に、「二千七百円」を「三千六十円」に改め、「又は第三号」を削り、「二千九百七十円」を「三千四百二十円」に、「四千四百四十円」を「四千七百七十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十三年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第五項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パー

セント」に、「年四・五パーセント」を「年四・四五パーセント」に改める。

第二条第六項中「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

第二条第七項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年四・五パーセント」を「年四・四五パーセント」に改める。

第二条第八項中「年四・七五パーセント」を「年四・六五パーセント」に改める。

第二条第九項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年二・五パーセント」を「二・四五パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・五パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」を「年三・四パーセント」とあるのは「年三・四パーセント」に、「年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

別表の五の項中「年三・五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項、第五項及び第六項、附則第三項並びに別表の五の項の規定は昭和五十三年五月八日から、改正後の規則第二条第七項から第九項までの規定は同月二十三日から適用する。
- 3 昭和五十三年五月八日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知

事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 一 三

鳥取県規則第四十一号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「年六パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改め、同表の二の項中「年五パーセント以内」を「年四・六パーセント以内」に改め、同表の三の項中「年六パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改める。

別表第二の二の項中「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十三年五月八日から適用する。

3 昭和五十三年五月八日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 一 三

鳥取県規則第四十二号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百万円」を「百三十三万六千円」に改め、同条第二号中「四年」を「六年」に改める。

第五条中「三・七五パーセント」を「三・五パーセント」に改める。別表を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

農 村 青 年 経 営 安 定 資 金 の 種 類	貸 付 期 日
1 果樹部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付

1

この規則は、公布の日から施行する。

附則

<p>2 酪農部門の経営の安定に要する資金</p> <p>3 肉用牛(繁殖牛に限る。)部門の経営の安定に要する資金</p> <p>4 養蚕部門の経営の安定に要する資金</p> <p>5 花き(草本類を除く。)部門の経営の安定に要する資金</p> <p>6 1から5までに掲げる部門を主幹部門とし、他の部門を副次部門として有機的に結合した経営の安定に要する資金</p>	<p>けを受けた農業後継者たる農村青年が行う当該資金の償還の第一回目及び第二回目の期日</p>
<p>二</p> <p>1 肉用牛(繁殖牛を除く。)部門の経営の安定に要する資金</p> <p>2 養豚(繁殖豚に限る。)部門の経営の安定に要する資金</p> <p>3 特用作物(たばこを除く。)部門の経営の安定に要する資金</p> <p>4 野菜(露地栽培に係るものを除く。)部門の経営の安定に要する資金</p> <p>5 1から4までに掲げる部門を主幹部門とし、他の部門を副次部門として有機的に結合した経営の安定に要する資金</p>	<p>部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行う当該資金の償還の第一回目の期日</p>

次のように改正する。

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第四十三号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年七月四日

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第一号及び第二号並びに別表の規定は、昭和五十二年十月七日以後に鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)別表第三に規定する部門経営開始資金(以下「部門経営開始資金」という。)の貸付けの決定を受けた者に係る農村青年経営安定資金について適用し、同日前に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた者に係る農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第五条の規定は、改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、昭和五十三年五月八日以後に利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金について適用し、同日前に利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

別表第三号中「七百元」を「八千元」に改め、同表第八十五号中「二千五百円」を「一万五千元」に改め、同表第八十六号中「七百元」を「四百二十円」に改め、同表第八十七号中「五百円」を「三千円」に改め、同表第八十八号中「五千元」を「一万五千元」に改め、同表第八十九号中「千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第九十号中「千円」を「四千五百円」に改め、同表第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 衛生検査所登録申請手数料

七千五百円

別表第三百三十三号の二中「五百円」を「九百元」に改め、同表第三百三十三号の四中「二千五百円」を「四千元」に改め、同表第三百三十五号中「肥料取締法」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十七号)」を加え、「千円」を「五千元」に、「二千円」を「一万元」に改め、同表第三百三十六号中「五百円」を「千四百円」に、「千円」を「二千八百円」に改め、同表第三百三十六号の二中「五百円」を「二千円」に改め、同表第三百三十七号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「四百円」に改め、同表第三百三十八号中「二百円」を「五百円」に改め、同表第三百三十九号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に、「二千円」を「八千元」に、「五千円」を「二万円」に改め、同表第四百十号中「書換」を「書換え」に、「五百円」を「二千円」に改め、同表第四百十一号中「七百元」を「二千八百円」に改め、同表第四百十二号中「六百元」を「千二百円」に、「五十円」を「百円」に改め、同表第四百十三号中「三百円」を「六百元」に改め、同表第四百四十五号を次のように改める。

百四十五 家畜投薬手数料

六百元

別表第四百十六号中「百円」を「二百円」に、「百二十円」を「二百五十円」に、「二百六十円」を「三百五十円」に、「八円」を「十円」に、

「九十円」を「百五十円」に、「七百元」を「千円」に、「百五十円」を「二百円」に改め、同表第四百七号中「馬伝染性貧血 百円」を「馬伝染性貧血 八百円」に改め、同表第四百十八号中「交付手数料」を「の交付手数料」に改め、同表第四百十九号中「五円」を「二十円」に改め、同表第五百十号及び第五百十一号中「千円」を「四千元」に改め、同表第五百十三号中「千三百円」を「八千元」に改め、同表第五百六十三号の二中「五百円」を「千五百円」に改め、同表第五百六十三号の三中「百円」を「四百円」に改め、同表第五百六十三号の四中「二百円」を「九百元」に改め、同表第五百六十七号及び第五百六十八号中「千円」を「千三百円」に改め、同表第五百七十号中「八百円」を「千円」に改め、同表第五百七十一号中「定置漁業権」の下に「又は区画漁業権」を加え、「二百円」を「四百円」に改め、同表第五百七十二号中「二百円」を「四百円」に改め、同表第五百七十三号中「八百円」を「千円」に改め、同表第五百七十四号中「七百元」を「千円」に改め、同表第五百七十五号中「三百五十円」を「七百元」に改め、同表第五百七十六号中「百円」を「二百円」に改め、同表第五百七十七号中「百五十円」を「二百円」に改め、同表第五百七十八号中「五十円」を「百円」に改め、同表第五百七十九号中「一万四千元」を「一万九千元」に、「二千円」を「二千六百元」に改め、同表第五百七十九号の二中「一万二千元」を「一万七千元」に、「八千元」を「一万一千元」に改め、同表第五百八十号中「九千元」を「一万二千元」に、「千円」を「千三百円」に改め、同表第五百八十一号中「書換」を「書換え」に、「千円」を「千三百円」に改め、同表第五百八十二号及び第五百八十三号中「千円」を「千三百円」に改め、同表第五百八十四号中「五百円」を「二千円」に改め、同表第五百八十五号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第五百八十六号中「一万二千元」を「一

に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
小児科	小 玉 永 生	鳥取市尚徳町一七番地 鳥取赤十字病院
整形外科	古 沢 正 治	"
整形外科	水 上 雅 隆	"
内 科	杉 山 将 洋	"

鳥取県告示第五百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取生活センター 本店 薬局	鳥取市行徳は一〇三	昭和五十三年六月十五日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原 二九三一二	昭和五十三年六月二十三日

鳥取県告示第五百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥取生活センター 本店 薬局	鳥取市行徳は一〇三	全国	昭和五十三年六月十五日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原 二九三一二	"	昭和五十三年六月二十三日

鳥取県告示第五百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剂師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井 本 八千代	鳥国業第三七九号	昭和五十三年五月十七日
笠 木 正 明	鳥国医第二、二七四号	昭和五十三年六月七日
阿 藤 孝二郎	鳥国医第二、二七五号	昭和五十三年六月十四日
中 島 由 子	鳥国業第三八〇号	昭和五十三年六月十五日

鳥取県告示第五百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町大山字大山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十三年六月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十号

昭和五十三年四月三十日付けで倉吉市越殿町千四百九番地倉吉市農業協同組合から申請のおつた今在家地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良(弓原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十二号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(下種地区ほ場整備)事業は、土

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名 生年月日 住 所 職 業

下田三子夫 明四、四、五 鳥取市西町四丁目二五

弁護士 兼 税理士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)

自宅 (〇七五)三三二六六

広島地方裁判所三次支部検事

昭三、二、七

椋 貞男 明四、五、三 鳥取市寿町三番

鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)

自宅 (〇七五)三三二四八

鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長

昭五、一、三

岩田 俊夫 大六、三、六 鳥取市江崎町九五

日本赤十字社鳥取県支部事務局長

事務所 (〇八五)三六一八七 自宅 (〇七五)三三二二七

鳥取県地方労働委員会事務局長

昭五、三、三

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十三年七月四日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

田中 篤篤	大二、一七	鳥取市菫蒲野	鳥取大学教育学部長	大学 〇八五〇三六―〇三三 自宅 〇八五〇三三―五三六	鳥取大学教授	昭四、四三
遠藤 崇	大三、七七	米子市西三柳野釜の四	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	県総評 〇八五〇三三―三三九 自宅 〇八五〇三九―五五七	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会議長	昭四、二六
北尾 才智	大五、三三	西伯郡西伯町原尻〇	鳥取県労働組合総評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	県総評 〇八五〇三三―三三九 自宅 〇八五〇三九―五五七	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車 支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭四、二六
後藤 慶次	昭九、三二	米子市旗ヶ崎一区六五	全日通労働組合中国地区本部鳥取県 支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇八五〇三三―六六一 自宅 〇八五〇三三―八六八	全日通労働組合中国地区本部鳥取県 支部書記長	昭五、三三
西尾 義昭	昭三、〇一〇	鳥取市数津二四	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 鳥取県地方労働委員会委員	地方同盟 〇八五〇六一―五〇一 自宅 〇八五〇三三―〇一五	全日本労働総同盟鳥取地方同盟副会長	昭五、五二
谷口 富雄	大三、三二	鳥取市浜坂二六〇	国鉄労働組合米子地方本部鳥取支部 執行委員長	組合 〇八五〇三三―五〇一 自宅 〇八五〇三三―一七五	国鉄労働組合米子地方本部執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	昭四、三三
川勝 敏和	昭二、八二	鳥取市南吉方一〇六	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	組合 〇八五〇三三―三三〇 自宅 〇八五〇三三―一九四		昭五、三六
石井 信儀	昭四、六三	鳥取市大覚寺七の四	全織同盟鳥取エフワン労働組合組合長	組合 〇八五〇三三―一四九 自宅 〇八五〇三三―九六七	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執行 委員	昭五、四六
岡村吉太郎	大三、三二	鳥取市中町一九	株式会社鳥取大丸代表取締役 株式会社大丸参事 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八五〇三三―一二一 自宅 〇八五〇三三―五五三	株式会社大丸神戸店次長	昭四、三三

鈴木 実

大九、八二

鳥取市玄好町二四

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員

協会
〇八七〇三二八四四
自宅
〇八七〇三二〇〇八

日本海新聞社取締役論説委員長
鳥取県経営者協会事務局長

昭三〇、三、六

鈴木 敬直

大八、一、八

鳥取市立川町二丁目四の一

鳥取商工会議所専務理事

会議所
〇八五〇三二六六六
自宅
〇八五〇三二六六六

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員

昭三四、七、六

田中 和夫

大二、九、〇

八頭郡用瀬町安蔵三三三

鳥取信用金庫理事長

金庫
〇八五〇三二二四二
自宅
〇八五〇三二三五

鳥取信用金庫常務理事

昭三〇、四、六

国谷 次夫

大二、〇、三

西伯郡名和町東坪三三六

鳥取女子短期大学教授
鳥取県地方労働委員会委員

短大
〇八五〇六一八二
自宅
〇八五〇三二〇四

大阪家庭裁判所首席調査官

昭五、七、四

垣田堅二郎

大四、二、六

倉吉市東岩倉町三七七

垣田病院院長

病院
〇八五〇三二一三〇五
自宅
〇八五〇三二一三〇三

昭四九、二、六

松田 道昭

昭八、八、三

東伯郡東伯町八橋一四七の四

鳥取県労働組合総評議会中部地区評
議会副議長
鳥取県地方労働委員会委員

中部地評
〇八五〇六一七〇四
自宅
〇八五〇三二二〇〇

全国電気通信労働組合鳥取県支部
書記長

昭五、三、六

佐々木 敬

昭三、二、六

倉吉市余戸谷町三九二

倉吉市職員労働組合特別執行委員
倉吉市議会議員

自宅
〇八五〇三二二〇六

鳥取県労働組合総評議会中部地区
評議会議長

昭四九、三、七

由谷 武之

大六、七、三

倉吉市余戸谷町三九二の一

ヒシクラ商事株式会社取締役社長
鳥取県経営者協会副会長
鳥取県地方労働委員会委員

会社
〇八五〇三二二五〇六
自宅
〇八五〇三二二六三

ヒシクラ醤油株式会社取締役

昭三〇、三、六

藤田 忠義

昭二、三、六

倉吉市福庭西の一

神鋼機器工業株式会社総務部長

会社
〇八五〇六一三二二
自宅
〇八五〇六一〇六

神鋼機器工業株式会社総務部次長

昭四九、六、七

松本萬寿夫 大五、一、三 境港市渡町三七〇	勝部 可盛 昭八、三、四 米子市上福原一四九の六	宇田 輝正 明四、三、六 米子市博勞町四丁目四	直野 喜光 昭九、一、三 米子市加茂町二丁目三	石田 登 大四、四、一 米子市皆生二六四の二	中森 義人 大五、八、二 米子市浦津三五三	藤井 敏郎 大二、一〇、六 米子市皆生三〇三	小林 繁 大五、七、四 米子市皆生二六六の五四	松篠 重允 大八、五、〇 境港市大正町四
鳥取県厚生事業団鳥取県立境港通動 寮寮長 鳥取県地方労働委員会委員	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働相談員	弁護士	鳥取県労働組合総評議会西部地区評 議会副議長	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長	株式会社山陰放送常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	米子機工株式会社取締役社長 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	米子木工株式会社取締役社長 山陰家具工業株式会社取締役社長 日本海住宅産業株式会社取締役社長
通動寮 〇八五九四四一四三三 自宅 〇八五九四五一〇五八	事務所 〇八五九三三一四八六 自宅 〇八五九三三一四〇七	労政事務所 〇八五九三三一七三三 自宅 〇八五九三三一七九四〇	自宅 〇八五九三三一七四三三	病院 〇八五九三三一二〇〇 自宅 〇八五九三三一三〇〇〇	組合 〇八五九三三一三九七 自宅 〇八五九三三一〇八九	会社 〇八五九三三一三二二 自宅 〇八五九三三一〇六三三	会社 〇八五九三三一〇三二 自宅 〇八五九三三一三四五	会社 〇八五九三三一〇三三 自宅 〇八五九四一三六八
鳥取県立米子工業高等学校校長	米子市成美小学校校長	博愛病院従業員組合執行委員長	国鉄労働組合米子地方本部書記長 鳥取県労働組合総評議会副議長	株式会社山陰放送取締役	株式会社米子鉄工所取締役	米子木工株式会社専務取締役		
昭五、三、二九	昭四、四、二七	昭四、三、二七	昭四、一〇、三三	昭四、二、二六	昭四、一、二四	昭四、三、二七		

野間 潔 大四、五、三三 米子市錦町三丁目三

米子信用金庫常務理事

金庫
〇八五七〇三一二四一
自宅
〇八五七〇三一二五六四

昭四、三、七

杉川 勝規 大二、一、三〇 倉吉市上井三五

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務局
〇八五七〇三一二七五七
自宅
〇八五七〇三一二四〇七

鳥取県鳥取都市開発事務所次長

昭五、六、三

谷口 俊男 大三、二、一九 鳥取市桜谷六

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務局
〇八五七〇三一二七五八
自宅
〇八五七〇三一二五九四二

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

昭四、七、六

原田 芳秋 大三、九、三 鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局
〇八五七〇三一二七五六
自宅
〇八五七〇三一二〇六

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長補佐

昭四、一、六

松本 英俊 大四、三、二〇 八頭郡家町下坂四三

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局
〇八五七〇三一二七五九
自宅
〇八五七〇三一二〇四

鳥取県総務部消防防災課課長補佐

昭五、六、三